

～保険代理店に求められるRMの知識～

5

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して...

第5回「枠組み」と「指令及びコミットメント」

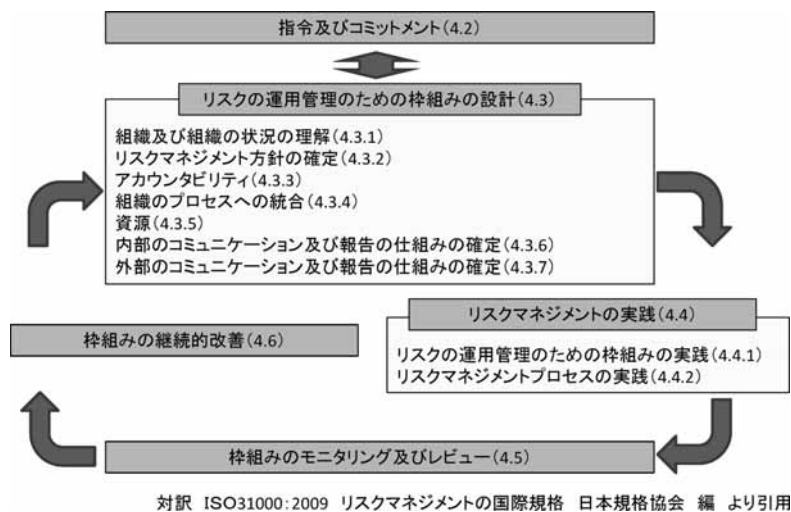
1. 枠組み (4.1)

リスクマネジメントは一部の部門や一人のリスクマネージャー単独で実施するものではなく、組織を構成する全員で取り組むべき課題です。

また、枠組みは組織がリスクマネジメントを組織の全体的なマネジメントシステムに統合することを手助けするものです。

保険については特に現場のリスクマネジメント業務や財議論されることが多いようですが、本来の保険の有効活用の前提は、現場のリスクコントロール状況や財務状況に基づいた保険設計です。

図1：リスクの運用管理のための枠組みの構成要素間の関係



対訳 ISO31000:2009 リスクマネジメントの国際規格 日本規格協会 編 より引用

2. 指令及びコミットメント (4.2)

リスクマネジメントを導入し、常にその有効性を確保するためには、組織の経営者の強力かつ持続的なコミットメントと共に、そのコミットメントを全ての階層で達成するための、戦略的かつ綿密な計画策定が要求されます。

・リスクマネジメント方針を定め、是認する

リスクマネジメントにはトップダウンでの浸透が必要不可欠です。トップがリスクと向き合う覚悟を持ち、方針を定め、全社的にリスクマネジメントを推進することを宣言することからリスクマネジメント態勢の構築は始まります。

・組織の文化とリスクマネジメント方針とが整合することを確実にする

リスクマネジメントには様々な将来予測に基づいた意思決定が必要であり、リスクの変化に迅速に対応すると共に、自社の規模・特性に応じてリスクを想定し、どこまで対策を講じるべきかを決断することが求められるため、それらに整合する組織文化を醸成する必要があります。

・リスクマネジメントの目的と、組織の目的及び戦略とを整合させる

リスクは主に「あるべき姿からの乖離」と「環境への不適応」から発生するため、リスクマネジメント方針が組織の存在意義や目的、経営理念等に沿っていることは非常に重要です。

・アカウントビリティ及び責任を組織内の適切な階層に割り当てる

リスクマネジメントの実践には、明確な役割分担が必要不可欠であり、役割に応じた責任体制を構築する必要があります。誰の責任において対策を実施し、その結果責任は誰が負うのか？

・必要な資源がリスクマネジメントに配分されることを確実にする

リスクマネジメントを実践するためには、人・物・金といった経営資源の投下は必要不可欠であり、実行性を確保するために経営者はそれらの経営資源を様々なリスクに適切に配分しなければなりません。

参考文献：ISO31000：2009リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会

図2：指令及びコミットメント

リスクマネジメントの有効性の確保は、経営者の強力かつ持続的なコミットメントと共に、戦略的かつ綿密な計画策定が必要であり、以下の事項を実施することが望ましい。

- ・リスクマネジメント方針を定め、是認する。
・組織の文化とリスクマネジメント方針とが整合することを確実にする。
・組織のパフォーマンス指標と整合するリスクマネジメントパフォーマンス指標を決定する。
・リスクマネジメントの目的と、組織の目的及び戦略とを整合させる。
・法律及び規制を順守することを確実にする。
・アカウントビリティ及び責任を、組織内の適切な階層に割り当てる。
・必要な資源がリスクマネジメントに配分されることを確実にする。
・すべてのステークホルダにリスクマネジメントの便益を伝達する。
・リスクの運用管理のための枠組みが常に適切な状態であり続けることを確実にする。

引用：対訳 ISO31000：2009 リスクマネジメントの国際規格 日本規格協会編

年金支払特約の内容が問題に

国税庁、HP上で新取扱い等を掲載
相法24条による評価を認める

知ってトクする -797-
税務情報



地裁、高裁判決で
納税者側が勝訴

国税庁はさる9月29日、ホームページ上に「年金

年金支払特約が付加された年金受給権の相続税評価額は、相続税評価額24条による評価額に一時払の金額を加算して評価するべきであるとの判断を示し、これに對して納税者は審査請求

年金支払特約が付加された年金受給権の相続税評価額は、相続税評価額24条による評価額に一時払の金額を加算して評価するべきであるとの判断を示し、これに對して納税者は審査請求

年金支払特約が付加された年金受給権の相続税評価額は、相続税評価額24条による評価額に一時払の金額を加算して評価するべきであるとの判断を示し、これに對して納税者は審査請求

年金支払特約が付加された年金受給権の相続税評価額は、相続税評価額24条による評価額に一時払の金額を加算して評価するべきであるとの判断を示し、これに對して納税者は審査請求

年金支払特約が付加された年金受給権の相続税評価額は、相続税評価額24条による評価額に一時払の金額を加算して評価するべきであるとの判断を示し、これに對して納税者は審査請求